人事行政の運営等の状況について

平成25年9月 岩見沢市

岩見沢市人事行政の運営等の状況について

<目	次	:>
1	瓓	員の任免及び職員数に関する状況・・・・・・・・・・1
(1)	採用の状況
(2)	再任用職員の採用状況
(3)	退職の状況
(4)	職員数の状況
(5)	一般行政職級別職員数の状況
(6)	一般行政職年齢別構成の状況
2	聯	員の給与の状況・・・・・・・・・・・・・・・3
(1)	給与の仕組み
(2)	人件費の状況
(3)	一般職の給与費の状況
(4)	ラスパイレス指数の状況
(5)	初任給等の状況
(6)	職員の手当の状況
(7)	特別職の給料、議員報酬等の状況
3	瓓	員の勤務時間その他の勤務条件の状況・・・・・・・・・6
(1)	勤務時間の状況
(2)	年次有給休暇の状況
(3)	病気休暇の状況
(4)	特別休暇の状況
(5)	介護休暇の状況
(6)	育児休業等の状況
4	聯	員の分限及び懲戒処分の状況・・・・・・・・・・・9
(1)	分限処分の状況
(2)	懲戒処分の状況
5	瓓	員の服務の状況・・・・・・・・・・・・・・・1 0
(1)	服務規律維持の取組状況
(2)	営利企業等の従事許可に関する許可の状況

6	厳員の研修の状況・・・・・・・・・・・・・・・1	1
(1	研修の状況	
7	戦員の福祉及び利益の保護の状況・・・・・・・・・1	2
(1	健康診断の取組状況	
(2	福利厚生事業の取組状況	
(3	公務災害等認定状況	
8	公平委員会の業務の状況・・・・・・・・・・・・1:	3
(1	勤務条件に関する措置の要求の状況	
(2	不利益処分に関する不服申立ての状況	

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用の状況

平成24年度中の採用者数は76人で、その内訳は下表のとおりです。募集する職種や採用者数 は、退職者の状況により毎年異なります。

(単位:人)

区分	競争試験(学歴別)				選考採用	小計
<u>Ε</u> π	大学	短大	高校	その他	选行休用	(1,91
一般行政職	22	0	7	0	1	30
医療技術職	0	22	0	0	12	34
技能労務職	0	0	0	0	0	0
教育職	0	0	0	0	7	7
消防職	0	0	2	0	3	5
合計	22	22	9	0	23	76

(2) 再任用職員の採用状況

平成24年度中の再任用職員の採用はありませんでした。

(3) 退職の状況

平成24年度中の退職数は81人で、その内訳は下表のとおりです。

(単位:人)

区分	退	小計	
区刀	定年·勧奨	その他	11, 11
一般行政職	20	6	26
医療技術職	10	27	37
技能労務職	4	1	5
教育職	0	6	6
消防職	6	1	7
合計	40	41	81

備 考 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりです。

- 1 定年退職 地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職
- 2 勧奨退職 任命権者が勧奨により行う退職
- 3 その他退職 自己都合による退職や死亡による退職

(4) 職員数の状況(各年度4月1日現在)

職員数は、事務事業の見直しや組織の再編、民間委託の活用など、業務の効率化を図りながら抑 順貝剱は、尹務尹未の元旦して恒順の中間、公司のよれのでは、1770年には、1870年に 制に努めています。職員数の状況は下表のとおりです(特別職、臨時・非常勤職員は除く)。 (単位・人)

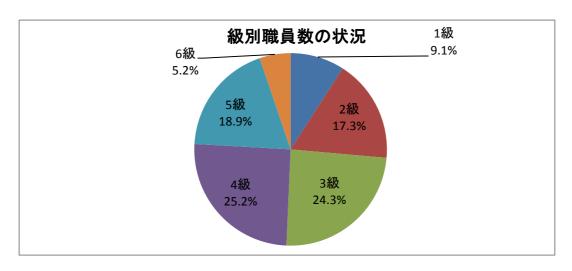
					(甲位:人)
	区分	職員	員数	対前年	/ 世 ·
部門		平成25年	平成24年	増減数	備考
	議会	7	7	0	
	総務	154	152	2	
_	税務	27	27	0	
般	労働	1	1	0	
行	農林水産	41	42	Δ1	
政	商工	13	13	0	
部	土木	59	65	Δ 6	
門	民生	76	74	2	
	衛生	48	47	1	
	計	426	428	△ 2	
	教育部門	126	127	Δ1	
	小 計	552	555	△ 3	
公人	水道	20	20	0	
五 会計 部 明	下水道	10	10	0	
企员	病院	495	495	0	
公営企業等 会計部門	その他	25	28	△ 3	
等」	小 計	550	553	△ 3	
	合 計	1,102	1,108	△ 6	

				(丰臣:)(/
	平成25年	平成24年	対前年増減数	備考
職員数	135	134	1	

(5) 一般行政職級別職員数の状況(平成25年4月1日現在)

職員の給料は、給料表によって決まります。給料表は、行政職や医療職など職種に応じて区分され、それぞれ職務の内容と責任の度合いに応じ、級と号俸(給料月額)が定められます。

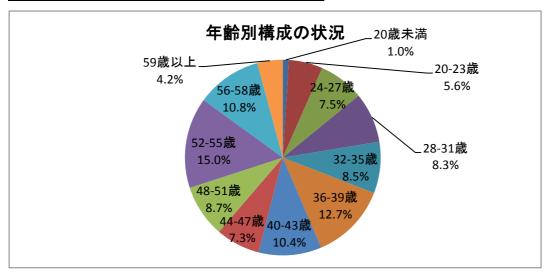
区分	標準的な職務	職員数(人)	構成比(%)
1級	1級主事・1級技師	44	9.1
2級	2級主事・2級技師	83	17.3
3級	上級主事·上級技師	117	24.3
4級	係長相当職	121	25.2
5級	課長相当職	91	18.9
6級	理事・部長・次長職	25	5.2
計	_	481	100.0



(6) 一般行政職年齢別構成の状況(平成25年4月1日現在)

	年齢区分	20歳未満	20歳-23歳	24歳-27歳	28歳-31歳	32歳-35歳	36歳-39歳	40歳-43歳	44歳-47歳	48歳-51歳
ſ	職員数(人)	5	27	36	40	41	61	50	35	42
	構成比(%)	1.0	5.6	7.5	8.3	8.5	12.7	10.4	7.3	8.7

年齢区分	52歳-55歳	56歳-58歳	59歳以上	計
職員数(人)	72	52	20	481
構成比(%)	15.0	10.8	4.2	100.0



2 職員の給与の状況

(1) 給与の仕組み

職員に対して支給される給料、その他手当には下記のような種類があります。

種類	手当	支給
	給料	職務と責任の度合いに応じて、条例で定められている額が支給される。
毎月決まって支給	扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給される。
されるもの	住居手当	住宅を借り受けている又は所有する職員に対して支給される。
	通勤手当	通勤のために交通機関及び交通用具等を利用する職員に対して支給される。
	管理職手当	課長補佐職以上の職員に支給される。
特別な職務や特殊な勤務に就いたと	特殊勤務手当	特殊な勤務に従事した職員に支給される。
きに支給されるもの	時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給される。
C1-244C40000	その他の手当	宿日直や単身赴任等をした職員に支給される。
中の味物に士谷	期末·勤勉手当	民間における賞与に相当し、6月、12月の2回にわたり支給される。
一定の時期に支給されるもの	寒冷地手当	冬場の暖房に消費する燃料代として支給される。
C400000	退職手当	退職した職員に支給される。

(2) 人件費の状況(平成24年度普通会計決算)

人件費とは、職員の給与、特別職の給与、議員報酬のほかに各種委員報酬、共済費などの使用者 負担分を含む費用をいいます。

住民基本台帳人口 (平成25年3月31日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費比率 (B/A)	前年度の 人件費比率
	千円	千円	千円	%	%
87,976	47,974,417	13,383	5,876,975	12.3	13.3

備考 1 実質収支とは、歳入額から歳出額と翌年度繰越額を差し引いた額です。

(3) 一般職の給与費の状況(平成25年度普通会計当初予算)

給与費とは、人件費のうち職員に毎月支給される給料に扶養手当、住居手当などの各種手当と期末・勤勉手当を合わせたものをいいます。

区分	職員数	給与費				1人当たりの
四月	(A)	給料	職員手当	期末勤勉	計(B)	給与費(B/A)
亚代05年由	人	千円	千円	千円	千円	千円
│ 平成25年度 │	555	2,208,757	443,524	783,118	3,435,399	6,190

(4) ラスパイレス指数の状況

ラスパイレス指数とは、地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の構成を基準として、学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものです。

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H24(参考值)
ラスパイレス指数	93.0	93.4	95.1	98.2	98.2	98.4	98.9	107.3	99.1

[※]参考値は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置がないとした場合の値である。

(5) 初任給等の状況(一般行政職)

平成25年4月1日現在の一般行政職の平均年齢、平均給料、初任給については、次のとおりです。

		加什公	経験年数別平均給料月額(円)			平均給料月額	
区分	学歴別	初任給 (円)	10年以上~ 15年未満	15年以上~ 20年未満	20年以上~ 25年未満	(円)	平均年齢
平成25年度	大学卒	172,200	285,361	330,864	366,379	320,920	41.0歳
十八人20十尺	高校卒	140,100	232,676	289,561	328,734	322,766	43.1歳

(6) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当の支給割合(平成25年4月1日現在)

支給月	期末手当(月分)	勤勉手当(月分)	計(月分)
6月	1.225	0.675	1.900
12月	1.375	0.675	2.050
合計	2.600	1.350	3.950

② 退職手当の支給割合(平成25年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勧奨·定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分

その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2~20%加算

③ その他手当の状況(平成24年度普通会計決算)

手 当 名	内容(平成25年4月1日現在)	支給実績 (平成24年度決 算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算)
扶養手当	配偶者 月額13,000円 その他の扶養親族 月額6,500円 配偶者のいない職員の被扶養者の1人目 月額11,000円 被扶養者の中に満15歳に達する日後の最初 の4月1日から満22歳に達する日以後の最初 の3月31日までの間にある子がいる場合は、 上記に係らず5,000円に扶養する子の数を乗 じて得た額を加算	69,963 千円	237,163 円
住居手当	①借家・借間の場合 家賃を負担している職員に対して家賃額に 応じ月額27,000円まで ②持ち家の場合 月額4,500円	54,894 千円	141,845 円
通勤手当	通勤距離が片道2キロ以上の職員のうち ①交通機関利用の場合 1ヶ月の通勤に要する運賃等の額に相当す る額(55,000円以内) ②自動車その他交通用具を使用する場合 距離に応じて月額2,000円から月額24,500円 まで	25,869 千円	68,437 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、課長相当職以上の職員 職位に応じ月額30,000円から月額45,000円まで	41,519 千円	370,705 円
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命 ぜられた職員 勤務1時間当たりの給与額×100分の125か ら100分の175までの範囲内の割合を乗じて 得た額	142,789 千円	532,795 円
地域手当	東京都特別区ほか規則で定める地域に在勤する職員 給与額に18%を超えない範囲で規則で定める 割合を乗じて得た額	950 千円	190,000 円

特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の 考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で 考慮することを適当でないと認められるもの に従事する職員 勤務内容に応じた額	2,328 千円	34,746 円
寒冷地手当	①世帯主である職員のうち被扶養者がある職員 年額116,800円 ②世帯主である職員のうち被扶養者がいない場合 年額65,300円 ③その他の職員 年額44,000円	48,888 千円	89,538 円

(7) 特別職の給料、議員報酬等の状況(平成25年4月1日現在) 市議会議員の議員報酬や市長などの特別職の給料は、市内各団体などの代表者からなる特別職 報酬等審議会の答申を受け、市議会の審議を経て条例で定められています。

区分	給料及び	期末手当(.	単位:月分)
巨力	議員報酬月額(円)	6月期	12月期
市長	838,000	1.90	2.05
副市長	695,000	1.90	2.05
議長	470,000	1.90	2.05
副議長	415,000	1.90	2.05
議員	384,000	1.90	2.05

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

岩見沢市職員の勤務時間などに関しては、市の条例・規則によって定められています。

1週間の	1日の			勤務	時間の割り振り
勤務時間	勤務時間	始業	終業	休憩時間	休日
38時間45分	7時間45分	8時45分	17時30分	60分	週休日として、土曜・日曜日。 休日として、 ①国民の祝日に関する法律に規定する 休日 ②12月31日から翌年の1月5日までの日 (①に掲げた日を除く)

備考 特別の勤務に従事している職員(公共施設等で勤務する職員)は、上記以外で定められています。

(2) 年次有給休暇の状況

職員には、1年につき20日間の年次有給休暇が与えられます。また、年内に使用しなかった年次有給休暇は、勤続年数によって20日を限度に翌年まで繰り越すことができます。

平成24年中(平成24年1月1日~平成24年12月31日)の年次有給休暇取得状況

休暇区分	対象職員数	取得日数	職員一人当たり 休暇取得日数
年次有給休暇	377人	2,673日	7.1日

備考 対象職員は以下の条件にて算出しています。

- 1 平成24年中退職者、採用者及び市長部局以外に勤務する職員を除いています。
- 2 業務主事、業務技師、育児休業者及び休職者を除いています。
- 3 勤務時間が8時45分から17時30分までの部署の職員を対象としています。

(3) 病気休暇の状況

病気休暇とは、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ない場合に認められる休暇です。

平成24年度の病気休暇取得状況(平成24年度新規取得者)

	取得職員数	取得日数	職員一人当たり 休暇取得日数
病気休暇	43人	1,198日	27.9日

備考 市立病院に勤務する職員を除いています。

(4) 特別休暇の状況(平成25年4月1日現在)

特別休暇はあらかじめ定められた特定の事由(結婚、出産、親族の死亡など)に職員または家族が該当する場合に、それぞれの事由に応じて与えられる休暇です。

事項	期間
職員が結婚の場合	5日以内
職員の子が結婚の場合	1日
職員が分娩の場合	産前7週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)、産後8 週間
職員の配偶者が分娩の場合	3日以内
女子職員の生理日	2日以内
女子職員が生後満1年に達しない子を育てる場合	1日2回(1回30分)
職員の配偶者及び1親等の祭日	1日
職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	7月から9月までの期間内における勤務を要しない日及 び休日を除いて原則として連続する4日の範囲内の期間

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関する法律に関すとは実施にある交通の制限又は、 での都度必要と認める時間又は期間 遮断の場合		
回り、	る法律(平成10年法律第114号)による交通の制限又は	その都度必要と認める時間又は期間
その他交通機関の事故等の不可抗力の事故 同上 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人として国会、裁判 所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する 場合 選挙権その他公民としての権利の行使の場合 同上 同上 記引 再職や種のための判職石といる不相血目和応や種の ための末梢血管細胞の提供希望者としてその登録を実 施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため帯機供 する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められ 表場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められ 表場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められ をに貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を 除く。を行う場合で、その動務しないことが相当であると認められる場合 生した被災地又はその周辺の地域における生活関連 物資の配布その他の被災者を支援する活動 「中産、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連 物資の配布その他の被災者を支援する活動 ア及び人に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を 置むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 アアなびに「担情で活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を 置むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 ア学校就学の始期に達する職員が、そのチの種態(負傷し、若しくは疾病にかかったそのチの種態(負傷し、若しくは精神との原との手を含む。)を養育する職員が、そのチの種態(負傷し、若しくに達する歌句が見ないと関係の事を言を含む。)と養育する職員が、その手の者に負傷し、若しくに対する事を行うという。のため勤務しないことが相当であると認められる場合		1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人として国会、裁判 所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合 場合 選挙権その他公民としての権利の行使の場合 忌引 日地で他のアレンの対し、は本作中国自和応わた地で大めの末梢血管細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため末梢血管細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な接査、人院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、当該申出又は提供に伴い必要な接査、人院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合のため動務しないことがやむを得ないと認められる場合に、うる活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことがもあると認められる場合 ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動・一の年において5日の範囲内の期間 イ 身体障害者療護施設、特別養護を人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は食傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動・ア及びれば規令によける活動・ア及びれば規令に表ける性が表が表するとと認められる場合をの他の日常生活を支援する活動 ・ ア学校就学の始期に達するまでの子(配偶者、文を養育する職員が、その子の一般に対しては精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を支援する活動 ・ 一の年において5日(その養育する小学校就学の始期に決病のかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要な世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 ・ 一の年において5日(その養育する小学校就学の始期によりの範囲内の期間 ・ 「ごは、10日)の範囲内の期間	風水震火災その他の非常災害による交通遮断の場合	その都度必要と認める時間
所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する 周上 周上 周上 周上 周上 周上 周上 周	その他交通機関の事故等の不可抗力の事故	同上
○ 記引 同	所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する	同上
正地で他のための末梢血管細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血管細胞移植のため末梢血管細胞を提供っている。 方る場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合 ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動、有身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は、負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動ウア及び行に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動のに必要な世話を行うことをいう。のため勤務しないことが相当であると認められる場合 条例第22条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)の介護等を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	選挙権その他公民としての権利の行使の場合	同上
ための末梢血管細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び見弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血管細胞移植のため末梢血管細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、人間員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合ア地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動ウア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要な世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 条例第22条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)の介護等を行う職員が、当該財民が関に関すると認められる場合		他に定める期間のうち、必要と認める期間
会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合 ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要な世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 条例第22条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)の介護等を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると には、10日)の範囲内の期間	ための末梢血管細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血管細胞移植のため末梢血管細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められ	その都度必要と認められる時間又は期間
む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要な世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 条例第22条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)の介護等を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であるとが相当であるとない。)の介護等を行う職員が、、当該世話を行うため勤務しないことが相当であるとない。10日)の範囲内の期間	会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動ウア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	一の年において5日の範囲内の期間
条例第22条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)の介護等を行う職員のの年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっが、当該世話を行うため勤務しないことが相当であるとでは、10日)の範囲内の期間認められる場合	む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要な世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)
前各項のほか特別の理由があるとき その都度必要と認める期間	条例第22条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)の介護等を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	
	前各項のほか特別の理由があるとき	その都度必要と認める期間

(5) 介護休暇の状況

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で、負傷、疾病又は老齢により、 日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に取得できる休暇です。

平成24年度の介護休暇取得状況

	取得職員数	取得日数	職員一人当たり 休暇取得日数
介護休暇	0人	0日	-

(6) 育児休業等の状況(平成24年度)

育児休業は、3歳に満たない子を養育する場合に、職員の請求により、その子が3歳になるまで休業することができる制度であり、部分休業及び育児短時間勤務は、小学校就学前の子を養育する場合に、1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内)について勤務しないことができる、又は職員が希望する日及び時間帯において勤務することができる制度です。

①育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の新規取得者数

(単位:人)

	•	1 1-17
育児休業取得者数 (部分休業取得者数) 【育児短時間勤務取得者数】	男	女
22	0	22
(0)	(0)	(0)
[0]	[0]	[0]

②育児休業承認期間別職員数

(単位:人)

	- 1						
			育 児	休 業 承 認			
区分	6月以下	6月超え	1年超え	1年6月超え	2年超え	2年6月超え	合計
		1年以下	1年6月以下	2年以下	2年6月以下		
男性職員							0
女性職員		18	2	1	0	1	22
計	0	18	2	1	0	1	22

③部分休業承認期間別職員数

(単位:人)

O FIFT	>1<121	3.1.24.2.4.22.4					· · · · · ·
			部 分	休業承認	期間		
区分	1年以下	1年超え	2年超え	3年超え	4年超え	5年超え	合計
		2年以下	3年以下	4年以下	5年以下		
男性職員							0
女性職員							0
計	0	0	0	0	0	0	0

4 育児短時間勤務承認期間別職員数

(単位:人)

<u> </u>	[的]的到为外心为]的外域员数					
		育児短時	片間 勤 務 🧦	承認 期間		
区分	3月以下	3月超え	6月超え	9月超え	合計	
		6月以下	9月以下			
男性職員					0	
女性職員					0	
計	0	0	0	0	0	

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(平成24年度)

分限処分は心身の故障等のために職員が職務を十分に果たすことの出来ない場合に、公務の効率的な運営を確保することを目的として行う処分(降任・免職・休職・降給)をいいます。

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	降給	小計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号					
心身の故障のため、職務の遂行に 支障があり、又はこれに堪えない場合	第28条第1項第2号及び 第28条第2項第1号			7		7
上記に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号					
職制若しくは定数 の改廃又は予算の 減少により廃職又 は過員を生じた場 合	第28条第1項第4号					
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号					
	合計			7		7

(2) 懲戒処分の状況(平成24年度)

懲戒処分は公務員の秩序を維持するための職員の義務違反に対する矯正措置(戒告・減給・停職・ 免職)をいいます。

処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	小計
法令違反	第29条第1項第1号					
職務上の義務違反	第29条第1項第2号					
全体の奉仕者たる にふさわしくない非 行	第29条第1項第3号	3				3
	合計	3	0		0	3

5 職員の服務の状況

(1) 服務規律維持の取組状況

市民の疑惑や不信感を招くことのないように、倫理保持及び交通安全などについて機会があるごとに注意を喚起し、各階層別に行われる一般研修においても市職員としての資質の向上を図っています。

(2) 営利企業等の従事許可に関する許可の状況

地方公務員法第38条において、職務の公平性を確保することを目的とし、職員の営利企業等への 従事制限を行っています。

営利企業等への従事の許可申請があった場合には、職務の遂行に支障を及ぼすおそれがない場合に許可しています。

6 職員の研修の状況

(1) 研修の状況

職員には地方公務員法(昭和25年法律第261号)第39条第1項の規定に基づいて、職員の勤務能力の発揮及び増進のために研修の機会が与えられています。

平成24年度研修実績

研修区分		研修の名称	研修内容	対象者数 (人)	実施回数 (回)	修了者数 (人)
		初任者研修(基礎課程)	公務員諸制度に係る講義等	29	1	29
一般研修		初任者研修(継続課程)	各種実務研修及び接遇フォローアップ研修	29	1	27
		能力開発研修 I	コミュニケーションスキルアップ研修	19	1	19
		監督者研修(第1部課程)	マネジメント能力開発研修	16	1	14
		監督者研修(第2部課程)	マネジメント能力向上研修	25	1	23
		体験研修(ユニバーサルサービス)	現場の状況を知り、視野を広げるための現場体験	22	1	22
		法制執務研修	法制執務能力の習得	全職員	1	21
		水防研修	水防災能力の向上	全職員	1	63
特別	研修	防災講演会	地域防災力の向上	全職員	1	59
		市税滞納説明会	滞納整理に関する知識の習得	全職員	1	14
		相続制度研修会	相続に関する基礎知識の習得	全職員	2	61
		自殺ゲートキーパー研修会	心の病気についての基礎知識の習得	全職員	1	19
自主	研修	民法研究会	民法の基礎的な知識の習得	18	12	18
		使用料等の滞納債権の回収強化	債権管理に必要な専門的知識の習得	1	1	1
ア	政策課題	水道事業の経営管理	水道事業に必要な専門的知識の習得	1	1	-
カ市 デ町		法令実務A	 法令実務の基礎知識の習得	1	1	
ミ村 	村	財政運営	財政運営に関する知識の習得	1	1	-
		自治体職員に必要とされる交渉力	円滑なコミュニケーション能力の向上	1	1	1
ョア国	政策課題	地方公営企業経営の基本	地方公営企業経営に関する知識の習得	1	1	
ァ アカデ デカデ化		訴訟等実務	 訴訟実務能力の向上	1	1	
	40 TT 14	地方自治法	同法の知識の習得	1	1	
	一般研修	モチベーション・アップ	モチベーションを管理する方法の習得	1	1	-
	政策研修	財政実務·資金管理	財政、公会計事務の基礎知識を修得	1	1	1
職 員北		税務事務(基礎)≪徴収≫	基礎的な徴収事務基礎知識の修得	2	1	2
研海修道		税務事務(基礎)《市町村民税課税》	市町村民税の課税事務に関する基礎知識を修得	2	1	2
で市ン町	専門実務	法令実務(基礎)	法令の基本理解と職務遂行能力の向上	1	1	
フ タ 村		税務事務(基礎)《固定資産税課税》	固定資産税の課税事務に関する基礎知識を修得	1	1	-
1		税務事務(応用)《固定資産税課税》	固定資産税課税に関する専門知識の修得	1	1	
		職場で活かす創造性開発	<u></u> 企画・アイディアのための技法を修得	1	1	-
	能力開発	プレゼンテーション	プレゼンテーション技術の習得	1	1	
		都市計画	都市計画に関する知識の習得	1	1	-
全国建	設研修センター	建築確認実務	建築確認に関する知識の習得	1	1	-
		公共工事契約実務	公共工事契約事務に関する知識の習得	1	1	1
その他		各種セミナー等			· ·	<u> </u>

延べ 419 人

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員が元気に安心して働き、能力を十分に発揮できるよう健康管理と福利厚生に関する取り組みを 行っています。

(1) 健康診断の取組状況(平成24年度)

(単位:人)

		\— — — · · · ·		
項		受診者数		
定期健康診断		567		
人間ドック		283		
脳ドック		22		
特殊健康診断		(延べ)111		
旭 1 利 分 於	乳がん	29		
婦人科検診	子宮がん	52		

(2) 福利厚生事業の取組状況(平成24年度)

職員の福利厚生に関する事業を行う職員互助会として、岩見沢市役所職員福利厚生会が設置されています。福利事業や体育、文化活動などの余暇活動の支援を行っています。

	区 分	内 容
会	員	619人
会	費	給料月額の5/1000
	会費及び事業収入	13,783千円
事業費	交付金	4,333千円
Į Ņ	計	18,116千円
車業	内容	職員等の福利厚生事業(慶弔事業、レクリェーション事業、体育・文化団体助成、全道大会参加助成事業)
尹木	ייי אינדי (אינדיי אינדיי א אינדיי אינדיי אינדי	市民の便益に資する事業(売店、食堂、喫茶、理容室 運営)

(3) 公務災害等認定状況(平成24年度)

職員が通勤の途中や勤務中に災害が発生した場合には、その災害によって生じた損害を補償するために災害補償制度があります。これについては地方公務員災害補償基金北海道支部が認定及び補償を行っています。

区分	災害認定件数
公務災害	3件

8 公平委員会の業務の状況

職員は、公平委員会に勤務条件に関して適当な措置が執られるよう要求したり、不利益な処分を受けたときに申し立てしたりすることができます。公平委員会とはこれらの要求や処分が適当であるかを審査する独立した機関です。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況 平成24年度は、勤務条件に関する措置の要求はありませんでした。
- (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況 平成24年度は、不利益処分に関する不服申立てはありませんでした。